

2021年度  
農林水産省  
選考採用試験（一般職係長級（技術系））

1 職務内容

農林水産省所管行政に関する政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務に、主として技術的な知識を活用して担当していただきます。

（主な担当業務）

- ・ 農業技術系：農作物の生産振興・流通促進、農業技術の普及、新規就農支援、輸出促進、環境政策推進など
- ・ 消費安全系：農畜水産物・食品の安全性向上、農薬使用の指導、肥料・飼料等の制度に基づく各種手続き・検査、表示適正化、食育など
- ・ 農村振興技術系：農業用水路や農地の整備（設計・工事の発注、監督業務を含む）、水管理のICT化の推進、農村活性化の支援（農泊、鳥獣対策等）など

※ 採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者（係長相当）として任用されます。

2 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (6) 自然科学の分野における技術的な専門領域に関する知識を有する者

3 応募資格

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（2021年4月1日現在で、大学を卒業した者は8年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は11年以上、高等学校を卒業した者は14年以上）を有する者で、これらの大学、短期大学、高等専門学校もしくは高等学校等において自然科学（理系区分）に関する課程を修めて卒業した者。

4 勤務地

本省、北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局又は九州農政局のいずれかとなります。

## 5 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は、1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等は休みです。
- (2) 休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。  
また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

## 6 給与・手当

- (1) 給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。  
（参考：大学卒経験年数5年以上7年未満の平均俸給額 231,138円（令和3年度国家公務員給与実態調査））
- (2) 手当としては、
- ・地域手当（本俸及び扶養手当に対して支給）例：札幌市3%、仙台市6%、さいたま市15%、東京23区20%、金沢市3%、名古屋市15%、京都市10%、岡山市3%、熊本市0%
  - ・扶養手当（配偶者6,500円、子（22歳以下）10,000円（15歳から22歳の間は5,000円加算））
  - ・住居手当（家賃月額61,000円以上の場合、28,000円）
  - ・通勤手当（1か月当たりの運賃相当額（55,000円限度））
  - ・超過勤務手当（本俸及び地域手当に応じた単価で支給）
  - ・期末・勤勉手当（ボーナス）（年2回（6月、12月）年間4.3月分）
  - ・単身赴任手当（人事異動に伴う場合に限る（新規採用時は対象外）。100km以上300km未満38,000円、300km以上500km未満46,000円）
- 等があります。
- ※ 上記手当額は代表的なものであり、実際の手当の支給に当たっては、個人の状況を踏まえて支給することとなります。

## 7 赴任旅費

採用に伴い、住所又は居所を移転（引越）した場合、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき、赴任旅費が支給されます。なお、同居人が扶養親族でない場合は、赴任旅費の一部が支給されません。  
また、個人の事情による引越の場合は支給されません。

## 8 採用予定数

60名程度

## 9 採用予定時期

原則として、2022年4月1日  
（採用者の事情を配慮しますので、御相談ください。）

## 10 応募等条件

(1) 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 応募資格要件の確認書類の提出

応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者には、卒業証明書及び勤務状況を証明する勤務証明書等（以下「証明書等」という。）を御提出いただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。

なお、勤務証明書等については給与額を決定する上でも必要となります。勤務証明書等の提出がない期間については、職務経歴として通算されませんので御注意ください。

(3) 業務説明会への参加推奨

受付期間中、農林水産省本省及び各地方農政局等において、業務説明会を開催します。業務内容についての御理解を深めていただくため、説明会に御参加いただいた上で御応募いただくことを推奨いたします。

説明会の開催情報については、下記の農林水産省ホームページを御覧ください。

（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/joinus/recruit/keiken/senkougijutsu.html>

## 11 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 選考日程（2021年度）

受付期間	9月21日（火）～ 10月20日（水）12時（受信有効）
第1次選考合格発表	11月4日（木） ※合格発表日に合格者にのみメールで通知します。
第2次選考	11月10日（水）～ 11月17日（水）で指定する日 ※日程調整は電子メールにて行います。
最終合格発表	11月26日（金） ※合格発表日に合格者にのみメールで通知します。

※社会情勢等により、日程は変更となる可能性があります。

## (2) 選考方法

選考	内容
第1次	・書類選考（経歴評定） ・論文試験（職務経験等に関する論文により、政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第2次	・面接試験（人柄、対人能力等についての試験） ※コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、原則、対面で実施します。

## (3) 試験地

第2次選考は、農林水産省本省（住所：東京都千代田区霞が関1-2-1）で実施します。

## 12 応募方法

(1) メールにより下記必要書類を、担当者宛に送付してください。メールを送付する際には、件名に「農林水産省選考採用試験（技術系）」と記載願います。メール以外の方法による応募（郵送等）は受け付けません。

## (2) 必要書類

- ① 履歴書及び職務経歴書（別紙様式1）
- ② 小論文（別紙様式2）

## (3) 受付期間

9月21日（火）～ 10月20日（水）12時（受信有効）

## 13 問い合わせ先

農林水産省大臣官房秘書課企画第1班

担当：渡邊、四方、角谷、青木

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-2001

E-MAIL： saiyou\_kanbou@maff.go.jp